

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
(素案)

令和5年11月
江東区

1 制度の名称

「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」

2 制度の概要

- 「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、性別等にかかわらず、性の多様性が尊重され、価値観や生き方など様々な違いに理解のある社会を促進し、婚姻関係にないパートナーの二人やその親族が家族として暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度とする。
- 本制度は、同性パートナーに限定しない制度であり、性別等にかかわらず、LGBT等パートナーの二人や現行法下では婚姻していない事実婚のパートナーの二人も利用できるものとする。
- パートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができるものとする。
- パートナーの二人が、パートナーシップまたはファミリーシップにあることを宣誓した宣誓書を提出し、区長は、受領証明書及び受領証明カード(以下「受領証明書等」という)を交付する。
- 法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではない。

3 用語の定義・・・(条例で規定)

(1) パートナーシップ

性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人の者の関係をいう。

(2) ファミリーシップ

パートナーシップにある二人と、その親族(規則で定める「親族」をいう。)の家族としての関係をいう。

(3) 性別等

生物学的な性別、性自認(自己の性別についての認識をいう。)、性的指向(どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。)及び性表現(外面に表れる性についての自己表現をいう。)をいう。

4 制度の対象者の要件

(1) パートナーシップ宣誓制度

- ① 婚姻に類似するパートナーシップにあること
- ② 双方が成年に達していること
- ③ 双方が婚姻をしていないこと
- ④ 双方がパートナーの相手方以外と、パートナーシップにないこと

- ⑤双方が近親者(直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族)の関係でないこと(パートナーシップに基づく養子縁組による場合を除く。)
- ⑥住所について、次のいずれかに該当すること
 - ア 双方が区内に住所を有していること
 - イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への3か月以内の転入を予定していること
 - ウ 双方が区内への3か月以内の転入を予定していること
- ⑦過去に江東区パートナーシップ宣誓制度における取消しを受けたことがないこと

(2)ファミリーシップ宣誓制度

- 上記パートナーシップ宣誓制度の要件を満たすパートナーシップにある者と、その親族(一方又は双方の子(生計を同一とする未成年の実子又は養子をいう。))又は親(実親、養親及びこれらの配偶者をいう。)をいう。)

5 手続きに必要な書類・・・(区長が必要と認める書類)

(1)パートナーシップ宣誓書・ファミリーシップ宣誓書

- ・区が定める様式に記載

(2)子又は親の氏名記載に関する同意書(ファミリーシップ宣誓制度利用)

- ・受領証明書等へ子や親の氏名等の記載を希望する場合、子(届出日の時点で15歳以上の場合)や親が、証明書に自身の氏名等を記載されることについて区が定める様式に記載

(3)住民票の写し又は住民票記載事項証明書(区民であることを証明する書類)

- ・住所、氏名、生年月日が確認できるもの
- ・届出日前3か月以内に発行されたもの
- ・転入予定の場合は、売買契約書や賃貸借契約書の写しなど、区内に居住することが確認できる書類を提出。その場合、宣誓日後、3か月以内に転入後の住民票を提出
- ・1人1通(同一世帯の場合は1通で可)

(4)戸籍謄本又は抄本

- ・宣誓日前3か月以内に発行されたもの
- ・宣誓予定者の双方又は一方が外国籍である場合は、本国の大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等の独身を証明する書類及びその日本語の翻訳文
- ・1人1通(同じ戸籍の場合は1通で可。ファミリーシップ宣誓制度を希望する場合は、子や親が記載されたもの)

(5)通称名を日常的に使用していることが確認できる書類

- ・通称名を使用する場合は、当該通称名を日常的に使用していることが確認できる官公庁や勤務先法人等が発行する書類等

(6)本人確認書類(提示)

- ・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等公的機関が発行した顔写真付証明書等

6 区が交付する書類等

(1)パートナーシップ宣誓制度

- ①パートナーシップ宣誓書受領証明書(以下「受領証明書」という。)
- ②パートナーシップ宣誓書受領証明カード(以下「受領証明カード」という。)

(2)ファミリーシップ宣誓制度

- ①ファミリーシップ宣誓書受領証明書(以下「受領証明書」という。)
- ②ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(以下「受領証明カード」という。)

7 区が交付する書類等の記載事項

(1)双方の氏名又は通称名

(2)双方の生年月日

(3)子・親の氏名又は通称名(ファミリーシップ宣誓制度利用)

(4)子・親の生年月日(ファミリーシップ宣誓制度利用)

(5)その他(交付番号、交付年月日、宣誓年月日、区長名)

8 区が交付する書類等の再交付の手続き

紛失、破損等により受領証明書又は受領証明カード(以下「受領証明書等」という。)の再交付を希望する場合、再交付申請書の区への提出により、区は、受領証明書等を再交付する。

9 区が交付する書類等の記載事項の変更手続き

以下に該当する場合は、変更の要件を証する書類を添えて変更届を提出するものとする。変更前の受領証明書等と引き換えに、区は、変更した受領証明書等を交付する。

(1)双方又はいずれか一方の氏名に変更があった場合

(2)双方又はいずれか一方の通称名に変更があった場合

(3)双方又はいずれか一方が区内で転居した場合

(4)新たにファミリーシップに子や親を加える場合

(5)パートナーシップにある宣誓者のいずれか一方が死亡しても、ファミリーシップの宣誓を継続する場合

- (6)ファミリーシップの宣誓をした子や親の氏名に変更があった場合
- (7)ファミリーシップの宣誓をした子や親の通称名に変更があった場合
- (8)ファミリーシップの宣誓をした子や親が離脱する場合

1 0 区が交付する書類等の取り消し事由と手続き

以下の場合、区は取消しを行い、受領証明書等の返還請求と、証明書交付番号の公開を行う。

- (1)虚偽その他不正な方法により受領証明書等の交付又は再交付を受けた場合
- (2)受領証明書等を改ざんした場合
- (3)必要な変更届を相当の期間内に提出しなかった場合
- (4)区内に転入予定で交付を受けた者が、3カ月を経過しても区内に転入しなかった場合

1 1 区が交付する書類等の失効事由

パートナーシップ宣誓制度において、以下に該当する場合は、受領証明書等は失効する。宣誓者は、返還届に受領証明書等を添えて返還しなければならない。

- (1)双方又はいずれか一方が区の区域外に転出したとき
- (2)いずれか一方が死亡したとき
- (3)双方又はいずれか一方がパートナーシップを解消した旨を届け出たとき
- (4)上記「4制度の対象者の要件」に一つでも該当しなくなったとき

1 2 手続きの流れ

(1)事前予約

- ・電話または電子申請で予約
- ・宣誓する日にちを、調整して決定

(2)パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- ・受付場所に宣誓を行うパートナーの二人で来所
- ・受付場所で必要書類を添えて、所定の宣誓書に、パートナーの二人で自署
- ・自署できない方は、別途対応
- ・希望する場合は、個室を用意

(3)受領証明書等の交付

- ・受領証明書1通と、宣誓者全員分の受領証明カードを交付
- ・交付手数料は無料
- ・原則、即日交付。ただし、書類の確認等に時間がかかる場合は、後日、郵便等で送付